

蓄電システム設置費用 を補助します (令和3年度)

太陽光発電設備と連携する蓄電システムを設置した方に、
設置にかかる費用を補助します。※太陽光発電設備の補助ではありません

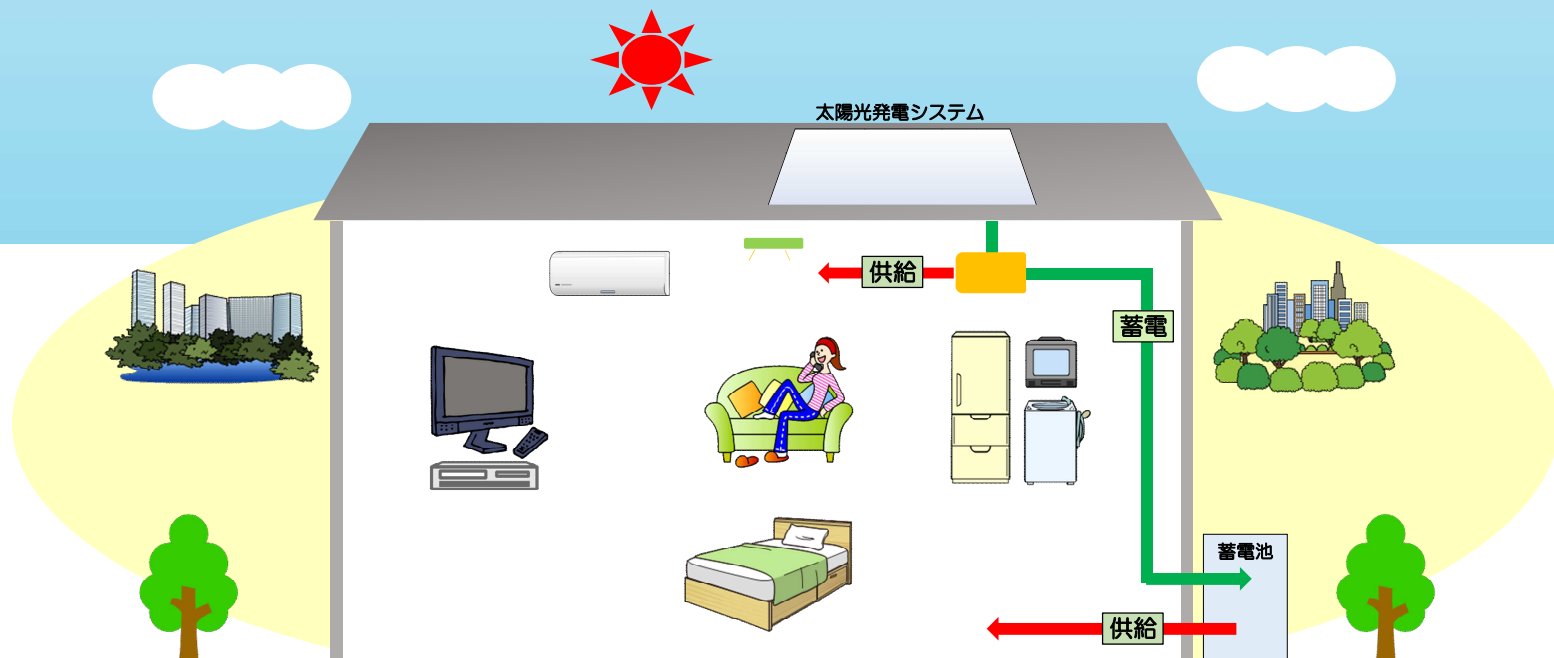
補助額 **10万円**

補助対象者 **区民・管理組合・地域団体**

設置期間 **令和3年4月1日～令和4年1月31日**

申請期間 **令和3年7月1日～令和4年2月28日**

詳細は下記 QR コードから
中野区 HP をご覧ください。



補助制度に関するお問い合わせは下記担当まで

中野区環境部環境課 地球温暖化対策係 (中野区役所8階10番窓口)

〒164-8501 中野区中野4丁目8番1号

電話 **03-3228-5516** FAX03-3228-5673

メールアドレス kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

中野区蓄電システム設置補助事業

補助金額

10万円(一律)

申請受付期間

令和3年7月1日～令和4年2月28日

(平日 午前8時30分～午後5時)

(要事前予約)

※予算の限度額に達した場合は、申請期間内であっても受付けを終了することがあります。(先着順)

対象設置期間

令和3年4月1日～令和4年1月31日

※蓄電システム設置日が、上記の期間内であるもの。

※令和4年2月1日以降に設置したものは、次年度予算での申請受付予定
(次年度予算の成立を前提)

補助対象者

- (1) 区民
- (2) 管理組合等
- (3) 地域団体

補助対象設備 の要件

- (1) 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた機器、又はそれと同等であると区長が認める機器であること。(令和3年度申請分については、令和3年度4月1日以降に一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた機器又は、登録を受けていた機器が対象)
- (2) 蓄電池の容量が4キロワットアワー以上であること。
- (3) 太陽光発電設備と連携していること。
- (4) 新品であること。(未使用中古品を含まない)

補助対象経費 の範囲

- (1) 蓄電システム本体及び周辺に係る設備購入費
 - (2) 蓄電システムに係る設置工事費
- ※太陽光発電設備に対する補助は、なし。

「新型コロナウイルス感染症対策」として、申請時の密を避けるため**事前予約制**といたします。

事前予約

- (1) 受付開始 令和3年6月24日(木) 午前9時から
- (2) 受付方法 電話又はメールで受付

※メールで予約をされる場合は、件名を「蓄電システム補助金申請事前予約」としてください。また、ご希望の日時を第3候補までご記入ください。

申請方法

※郵送不可

- (1) 事前予約された日時にご来庁ください。
- (2) 窓口での審査時間は、30分程度を見込んでください。
- (3) 印鑑をお持ちください。
- (4) 申請手続きを販売事業者や親族に委任することができます。

受付窓口

中野区 環境部 環境課 地球温暖化対策係(8階 10番窓口)

電話 03-3228-5516(直通)

メール kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp